

第51号議案

春日市減債基金条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

市債の償還原資を安定的かつ計画的に確保し、将来における市債の円滑な返済と市民サービスの維持の両立に資するため、新たに春日市減債基金を設置したい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市減債基金条例

(設置)

第1条 将来における市債の償還の財源に充てるため、春日市減債基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもって定める額とする。

2 前項に規定するもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条の2ただし書の規定に基づき、各会計年度において決算剰余金を生じたときは、決算剰余金の一部を基金に編入することができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該市債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。